

問番号	問内容
-----	-----

## 対象となる小学校等

Q02-01 対象となる「小学校等」には何が含まれますか。

・小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程のみ）、特別支援学校（全ての部）

※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）は対象

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設などが対象

【「支給要領の4」記載の小学校等を参照】

Q02-02 いわゆるフリースクールは対象になりますか。

対象になります。

Q02-03 民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。

認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。